

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三五
- 国土調査として指定した件 三五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件三件 三五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件三件 三五
- 道路の区域を変更する件 三六
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 三六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三九
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三九
- 福 島 県 取 用 委 員 会
- 公示による通知を行う件 三〇

告 示

福 島 県 告 示 第 四 百 五 十 三 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年九月二十八日から同年十月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品会津若松南店 福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東八百五

十八番ほか五十三筆

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 四 百 五 十 四 号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十四年七月二十三日次のとおり指定した。

平成二十四年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行う者の名称

鮫川村

二 調査地域

東白川郡鮫川村大字渡瀬字越虫、青生野の一部

三 調査期間

平成二十四年七月二十七日から平成二十五年三月三十一日まで

（農村計画課）

福 島 県 告 示 第 四 百 五 十 五 号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字戸赤字井戸沢三八二、三九五の二、四〇三、四〇五、四〇六、

四〇八の一、四〇八の二、四〇九、四一〇、四一一の一から四一一の四まで、四一

一の六、四一二、一五九六の一、一五九六の二、一五九七、一五九八、一五九九、

大字枝松字餅倉山七〇三の二、七〇三の六から七〇三の一〇まで、七〇三の一二か

ら七〇三の一七まで、七〇三の一九

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字井戸沢四一一の六

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、下郷町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字弥五島字西浦居村三三五から三四〇まで、三四五の一、字上ノ山四九八八、四九九七、四九九八の二、四九九八の三、五〇〇二から五〇三三まで、五六三八から五六四四まで、五六四五の一、五六四六、五六四七、五六四八の一、五六四八の二、五六四九の一、五六四九の二、五六五〇、五六五一、五六五三の一、五六五三の二、字中大倉四三四七、四三四八、四三五一の一、四三五一の二、四三五一の三、四三五一の四、四三五一の五、字山之神四六〇九の二、四六一〇の一、四六一〇の四、四六一〇の六、字石倉畑五一七八、五七三五の二から五七三五の九まで、五七三六、字小桑窪五六八八の一、五六八八の二、五六八八の八から五六八八の三二まで、五六八九の一から五六八九の一三まで、五六九〇から五七三一まで、五七三二のイ、五七三二のロ、五七三三の一、大字澳田字袖ヶ窪甲一九二七から甲一九四四まで、甲一九四六、甲一九四八から甲一九五四まで、字苜倉甲一九五五の一、甲一九五五の五から甲一九五五の七まで、甲一九五五の九から甲一九五五の一五まで、甲一九五五の三一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字上ノ山五〇〇四、五〇〇五、五〇〇七、五〇一〇、字中大倉四三五一の五、字山之神四六一〇の一、字石倉畑五一七八、字小桑窪五六八八の一〇、五六八八の一、五六八九の三、五六八九の四
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (イ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - (ロ) 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年九月二十八日

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県知事 佐藤雄平

会津若松市（国有林。次の図に示す部分に限る。）・南会津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・猪苗代町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・会津美里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・北塩原村（国有林。次の図に示す部分に限る。）・西会津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）・磐梯町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (イ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - (ロ) 次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下郷町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・南会津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・会津若松市（国有林。次の図に示す部分に限る。）・猪苗代町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）・西会津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (イ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - (ロ) 次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

会津若松市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北塩原村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、北塩原村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
金山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・会津坂下町（国有林。次の図に

- 示す部分に限る。）・会津美里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・三島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
金山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・昭和村（国有林。次の図に示す部分に限る。）・会津美里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・三島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
金山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・会津美里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画及び会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
金山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・会津坂下町（国有林。次の図に

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年九月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 南会津郡下郷町大字栄富字落水甲一七、甲一八の一、甲二〇、甲八〇の二、甲八の二、字根柄甲一四四四、大字湯野上字大道通甲七二の三、甲七三の一、甲七三の二、甲九一の一、甲九四の一、甲九四の二、甲五二二の一、甲五二三の一、甲五二四から甲五二七まで、甲五二九から甲五三一まで、甲五三四、甲五三五の一、甲五三五の三、甲五三六から甲五四〇まで、甲五四二、甲五四三、甲五四六

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 南会津郡南会津町塩ノ原字漆方原一五五四の五、檜枝岐村字帝釈山一〇二一の三九、一〇二一の七三、字黒岩山一五三の四一、字駒ヶ岳一四八九の三〇、一四八九の五二、一四八九の五四、一四八九の五五、一四九〇、一四九一の三

二 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 南会津郡南会津町界字長地沢口四二九八の一二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 南会津郡南会津町下山字道木七、九、界字長地沢口四二九八の一二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十四年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年九月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区	間	変更前変更後の別	敷地の幅員	延
				(メートル)	(メートル)
				長	

県道柳津 昭和線	河沼郡柳津町大字琵琶 首字一ノ平一五〇九番 地先から 同 郡同 町大字琵琶 首字中井三〇二番地先 まで	変更前	A 三・五 四二・四	八二八・一
		変更後	A 三・五 四二・四	八二八・一
		B 一〇・六 七〇・八		九四〇・〇

(道路計画課)

公 告

公告第二百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年九月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年九月六日
- 二 名称
特定非営利活動法人かがみいしスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名
佐藤 靖弘
- 四 主たる事務所の所在地
福島県岩瀬郡鏡石町緑町百九十九番地 鏡石町菅鳥見山陸上競技場内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、あらゆる年代の人々が運動やスポーツに親しむことができる環境を整備し、相互の親睦を深め、健康の維持・増進を目指す。さらに、鏡石町においてスポーツの一層の振興と普及を図ることで、地域コミュニティの促進、青少年の健全育成、豊かな高齢化社会の実現など、活力のある地域社会の確立に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年九月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月十八日

名称

特定非営利活動法人懸の森みどりファーム

代表者の氏名

半杭 一成

主たる事務所の所在地

福島県南相馬市小高区大富字大穴八十七番地

定款に記載された目的

この法人は、畜産業を営む農家に対し、経営、飼養管理、家畜衛生等の情報を提供し、経営を支援する事業を行う。また、東日本大震災・東京電力福島第一原発事故で被害を受けた地域での家畜飼育、同地域の家畜や農家に関する研究調査をしようとする大学、各種団体の活動に協力し、家畜の管理を行う。研究成果や飼育に関する記録・情報は広く全国の家畜飼育農家と共有し、畜産業の再生・再開を積極的にすすめる。地域の畜産業の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年九月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年九月十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人ボネール
- 三 代表者の氏名
金澤 艶子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県伊達市保原町字城の内百二十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、精神障害者とその家族の精神保健及び精神障害者の福祉に関する事業を行い、共に安心して暮らせる地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年九月二十八日

土地改良区の名称
そうま土地改良区

福島県知事 佐藤雄平

退任した役員

住所

役別 氏名

相馬市中村字川原町四三番地

理事 立谷 秀清

相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番地

同 加藤 憲郎

相馬市山上字須萱三五番地

同 島 義重

同 市石上字箒平一一八番地

同 木口 仁

相馬郡新地町杉目字飯樋六番地

同 目黒 清明

相馬市黒木字町六〇番地の二

同 目黒 正一

相馬郡新地町大字福田字鉄炮町一二八番地

同 佐藤 裕一

相馬市馬場野字福迫二九〇番地

同 佐藤 信清

同 市日下石字一北田四七六番地

同 佐藤 満

同 市新沼字観音前一九番地

同 半谷 武

同 市磯部字大浜二〇八番地

同 唯野 哲夫

同 市成田字大作一六番地

同 佐畑 幸一

同 市坪田字八幡前一四八番地

同 佐藤 保彦

同 市日下石字高根沢七〇六番地

同 天沼 一郎

同 市岩子字坂脇七三番地

同 堀内 義幸

同 相馬郡新地町大字真弓字水神六五番地

同 佐藤 保彦

同 相馬市新田字南城一二五番地

同 天沼 一郎

同 市塚部字山崎一六番地

同 佐藤 幸一

同 市磯部字大浜六番地

住所

相馬市中村字川原町四三番地

相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番地

相馬市山上字須萱三五番地

同 市石上字箒平一一八番地

相馬郡新地町杉目字飯樋六番地

相馬市黒木字町六〇番地の二

相馬郡新地町大字福田字鉄炮町一二八番地

相馬市馬場野字福迫二九〇番地

同 市日下石字一北田四七六番地

同 市新沼字観音前一九番地

同 市磯部字大浜二〇八番地

同 市成田字大作一六番地

同 市坪田字八幡前一四八番地

同 市日下石字高根沢七〇六番地

同 市岩子字坂脇七三番地

同 相馬郡新地町大字真弓字水神六五番地

相馬市新田字南城一二五番地

同 市塚部字山崎一六番地

同 市磯部字大浜六番地

住所

相馬市中村字川原町四三番地

相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番地

相馬市岩子字坂脇七三番地

同 市石上字箒平一一八番地

相馬郡新地町杉目字飯樋六番地

相馬市黒木字町六〇番地の二

相馬郡新地町大字福田字鉄炮町一二八番地

相馬市成田字大作一六番地

同 市坪田字八幡前一四八番地

同 市日下石字高根沢七〇六番地

同 市磯部字手ノ沢三二八番地

同 市中野字北川原八八番地

同 市山上字遠藤一四四番地

福島県収用委員会

(農村計画課)

福島県収用委員会告示第四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定に基づき次の者に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室(福島県土木部土木総室土木総務課用地室)において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。
平成二十四年九月二十八日

福島県収用委員会

会長 笠 間 善 裕

一 書類の名称

裁決申請及び明渡裁決申立てに係る審理の期日及び場所を記載した平成二十四年九月十九日付けの通知書

二 書類の送付を受けるべき者の氏名又は名称及び住所又は所在地

氏名(名称)	住 所 (所在地)
佐藤 東策	不明
名取 源五郎	不明
小泉 卯太郎	不明
水戸 保治	不明
水戸 胞治	不明
水戸 徳治郎	不明
小川 庄作	不明
小川 善作	不明
水戸 小平	不明

小川 久五郎	水戸 謙治	福田 幸七	水戸 利八	水戸 平五郎	水戸 平治	水戸 利平	早川 芳平	水戸 千藏	加藤 直吉	福田 啓橘	小泉 清吉	齊藤 留之助	小泉 秀三郎	小泉 幸三郎	齊藤 周吉	小泉 平八	早川 雄策	小野 幸吉	加藤 胞治	水戸 惣藏	小泉 文策	小泉 幸治郎	加藤 専造
不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明

三 その他
前記通知書を受領しないときは、平成二十四年十月十九日をもって通知があったものとみなされます。

寺建 清四郎	早川 富治	水戸 兵吉	水戸 留吉	水戸 芳吉	水戸 卯三郎	石田 要吉	名取 平治
不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明